

国有林野の産物売払規程

昭和25年5月17日
農林省告示第132号

〔最終改正〕令和2年3月24日農林水産省告示第601号

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 国有林野の産物の売払（国有林野の産物販売委託規程（昭和35年9月10日農林省告示第869号）第4条に規定する委託による売払いを除く。）については、国有林野の管理及び国の会計に関する法令に特別の定めがあるものを除く外、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において「産物」とは、国有林野及び公有林野等官行造林地の林産物（土石等を含む。以下同じ。）及びその加工品をいう。

2 この規程において「森林管理署長等」とは、森林管理署長及び森林管理署支署長をいう。

（提出書類）

第3条 産物を買受しようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した書面を当該産物を所管する森林管理署長等又は当該産物の所在地を管轄する森林管理署長等に提出して買受の申込をしなければならない。但し、競争契約の場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 買受の目的
- (3) 産物の所在地
- (4) 産物の種類、数量及び価額
- (5) その他必要な事項

2 法人が前項の申込をするときは、同項の書面に添えて当該法人に買受の能力があること及びその代表者が買受の申込をする正当な権限があることを証する書面を提出しなければならない。但し、森林管理署長等においてその必要がないと認める場合には、その全部又は一部の提出を省略することができる。

3 代理人が第1項の申込をするときは、同項の書面に添えて、その代理権を証する書面を提出しなければならない。

4 森林管理署長等は、前3項の書類の外、産物売払に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

第4条 公用、公共用又は公益に関する事業に使用するための産物の買受の申込をする場合において、当該事業が官庁又は公署の許可、認可その他の処分に係るものであるときは、前条第1項の書面に添えて当該処分を証する書面を提出しなければならない。

(共同申請)

第5条 2人以上共同して産物を買受けようとするときは、そのうち1人を選定して代表者とし、これを当該森林管理署長等に届け出なければならない。代表者を変更したときも、また同様とする。

2 代表者は、当該森林管理署長等に対し共同者を代表する。

(変更の届出)

第6条 産物の買受の申込をした者(以下「申込人」という。)及び落札者は、第3条第1項第1号の事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を当該森林管理署長等に届け出なければならない。

2 申込人及び落札者は、新たに代理人を選任したときは、遅滞なくその旨及び代理権の内容を当該森林管理署長等に届け出なければならない。代理人の変更又は代理権の変更若しくは消滅があったときも、また同様とする。

3 申込人又は落札者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によって設立した法人又は清算人は、遅滞なくその旨を当該森林管理署長等に届け出なければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、産物を買受けた者(以下「買受人」という。)に準用する。

5 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該権利義務を承継した相続人又は法人は、遅滞なくその承継を証する書面を添えて当該森林管理署長等に届け出なければならない。

6 第2項(第4項において準用する場合を含む。)の届出がないときは、その選任、変更又は消滅をもって当該森林管理署長等に対抗することができない。

(数量の計算方法)

第7条 売払産物の数量の計算方法は、林野庁長官が定める基準によるものとする。

(年期売払)

第8条 森林管理署長等は、左の各号に掲げる産物を売り払おうとする場合において必要があると認めるときは、年期売払の特約を結ぶことができる。

(1) その搬出のため買受人において新たに林道その他の大規模な施設を設ける必要があると認められる立木

(2) 副産物(土石を含む。)

2 前項の年期売払の契約の期間は、土石の売払の場合にあっては20箇年、その他のものの売払の場合にあっては5箇年をこえることができない。

(概算売払)

第9条 森林管理署長等は、必要があると認めるときは、産物を概算代金により売り払い、産物の引渡後清算する特約を結ぶことができる。

(契約書の作成)

第9条の2 産物売払の契約を締結しようとするときは、契約書を作成するものとする。ただし、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号及び第3号に掲げる場合であって随意契約によるときは、この限りではない。

（契約成立の時期）

第10条 産物売払いの契約は、契約書を作成する場合を除き、買受けの申込みに対し、売払いを承諾する旨の通知が相手方に到達した時に成立する。ただし、当該申込み条件を付し、その他変更を加えてこれを承諾しようとする場合においては、当該変更についての申込人の承諾書が森林管理署長等に到達した時に成立する。

2 契約保証金の納付を必要とする場合には、産物売払いの契約は、前項の規定にかかわらず、その納付があった時に成立する。

（契約保証金納付の時期）

第11条 契約書の作成及び契約保証金の納付をともに必要とする場合には、当該申込人は、契約書の作成の時までに契約保証金を納付するものとする。

（根株の所属）

第12条 立木竹の売払いの契約をする場合には、当該立木竹には、特約のある場合の外、根株を含まないものとする。

（立木の極印）

第13条 立木を買い受けた者は、当該立木の根株に極印があるときは、その極印を滅失し、又はき損してはならず、且つ、その極印の上部からその立木を伐採しなければならない。

2 前項の場合において過失により極印を滅失し、又はき損したときは、遅滞なくその旨を当該森林管理署長等に届け出なければならない。

（共同者の連帯責任）

第14条 2人以上共同して産物を買ひ受ける場合には、各自連帯してその債務を負担するものとする。

（産物処分の制限）

第15条 買受人は、その引渡前において、当該産物を処分しようとするときは、あらかじめ当該森林管理署長等の承認を受けなければならない。

第2章 競争契約

（郵便入札）

第16条 入札書を郵送する場合には、二重の封筒を使用し、その内封中に入札書を、その外封中に入札保証金に相当する金額をその券面金額とする郵便為替証書、日本銀行の保管金領収証書若しくは政府保管有価証券振込済通知書又は保管有価証券取扱主任官が発行した入札保証金に相当する金額を受託している旨を証する書面を封入してそれぞれ封かんし、書留郵便又は配達証明郵便で差し出さなければならない。ただし、入札保証金は、別に差し出してもよい。

2 数個の入札を同時に行う場合において、入札書を郵送するときは、二重封筒の内封にそれぞれの入札書を一括して封入することができる。この場合において、入札保証金を一括してその

外封に封入するときは、各入札に対する入札保証金の金額の内訳を記載した書面を同封しなければならない。

（入札に付する産物の売払番号）

第17条 入札に付する産物に売払の番号があるときは、入札書の封皮にその売払番号を明記しなければならない。

（入札の取消）

第18条 森林管理署長等は、入札者が連合し、又は連合するおそれがありその他入札を公正に行なうことができない事情があると認めるときは、その入札を取り消すことができる。

（入札の無効）

第19条 左の各号の一に該当するときは、その入札は、無効とする。

- (1) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
- (2) 入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
- (3) 入札保証金の納付がないか、又はその納付金額に不足があるとき。
- (4) 入札保証金が定められた開札のときまでにその場所に到達しなかったとき。
- (5) 郵便入札の場合にあつては郵便入札書が定められた開札のときまでにその場所に到達しなかったとき。
- (6) 売払番号を附した場合にあつては売払番号を確認できないとき。

（落札者に対する通知）

第20条 落札者が定まったときは、森林管理署長等は、遅滞なくその旨を落札者に通知しなければならない。

（入札保証金の返還）

第21条 入札保証金は、入札を終り、又は入札を取り消した後に返還する。但し、落札者に対しては、契約が成立した時に返還し、又は契約保証金に充当する。

（落札の取消）

第22条 森林管理署長等は、その指定した期間内に落札者が契約を結ばないときは、その落札を取り消すことができる。

2 前項の場合において、当該落札者がその入札につき会計法(昭和22年法律第35号)第29条の4ただし書の規定により入札保証金を免除されているときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

（せり売の場合の準用規定）

第23条 予算決算及び会計令第93条の規定により産物をせり売に付する場合には、第18条及び前条の規定を準用する。

第3章 随意契約

（買受申込書の省略）

第24条 随意契約をもって産物を買受ようとする者であつて直ちに代金を納付して産物買受の契約を結ぼうとするものは、第3条第1項の規定にかかわらず、申込書の提出を省略することができる。

（売払の承諾の取消）

第25条 契約書の作製又は契約保証金の納付を必要とする場合において、当該申込人が森林管理署長等の指定した期間内に契約書を作製せず、又は契約保証金を納入しないときは、森林管理署長等は、当該売払の承諾を取り消すことができる。この場合には、申込代金（第8条第1項の規定による年期売払の場合にあつては、その全期間を通ずる申込総代金）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

2 前項後段の場合において、徴収した違約金で損害の全部を償ふことができないときは、国は、その不足額につき当該申込人から賠償金を徴収することがある。

（産物の目的外処分の制限）

第26条 左の各号の一に該当する者は、あらかじめ当該森林管理署長等の承認を受けなければ、当該産物の引渡を受けた後においても、当該産物をその売払を受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

（1） 予算決算及び会計令第99条第13号、第20号及び第21号の規定により産物の受払を受けた者

（2） 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和22年法律第229号）第4条第3号の規定により産物の売払を受けた地方公共団体

（3） 前各号のほか、森林管理署長等が特に目的を指定した産物の売払を受けた者

2 国は、前項の規定に違反して産物を処分した者から、その使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡した産物の売払代金の100分の50に相当する金額を違約金として徴収することがある。

3 前項の規定は、第47条、第49条及び第50条の規定の適用を妨げない。この場合において、国に帰属する契約保証金又は第49条の規定により徴収すべき違約金は、売払代金から前項の規定による違約金算定の基礎となつた金額を控除した金額につき決定する。

第4章 代金等の納付

（代金の納付期限）

第27条 売払代金の納付期限は、当該産物の引渡の日以前（代金延納の特約がある場合には、当該産物の引渡の日以後）において、森林管理署長等が定める期日とする。

2 買受人が前項の納付期限を経過しても、定められた代金を納付しないときは、やむを得ない事由がある場合を除き、国は、その未納分に対して、期限満了の日の翌日から納付の日までの日数につき年14.6パーセントの割合で違約金を徴収する。

（延納の申出）

第28条 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)その他の法律の規定により、代金延納の特約を結ぼうとする者は、当該売払の契約を結ぶ前にその旨を申し出なければならない。

(担保提供期限)

第29条 代金延納の特約をする場合における担保提供期限は、当該産物の引渡の日以前において森林管理署長等が定める期日とする。

2 買受人が前項の担保提供期限を経過しても担保を提供しないときは、やむを得ない事由がある場合を除き、国は、延納代金に対して、期限満了の日の翌日から提供の日までの日数につき年14.6パーセントの割合で違約金を徴収する。

(延納期間の起算点)

第30条 代金延納の期間は、担保提供の日の翌日から起算する。但し、担保の提供を免除する旨の特約がある場合には、産物の引渡の日から起算する。

(担保品の価額)

第31条 担保品は、延納代金額、その延納期間に相当する延納利息及び担保権の行使に必要な費用の額の合計額以上の価額を有していなければならない。

(延納担保の一部の返還)

第32条 延納代金の一部を延納期間中に納付したときは、その金額に相当する担保は返還することがある。

(契約保証金の代金への充当)

第33条 現金で納めた保証金は、全部の代金が完納となる際又は代金延納担保提供の際には代金に充当することができる。

2 現金以外のものをもって納めた保証金は、代金延納担保を提供する際には当該延納担保の一部に充当することができる。

第5章 産物の引渡及び搬出

(産物の引渡)

第34条 売払産物の引渡しは、特別の事由がある場合を除き、代金の全部(第27条第2項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金の全部及び当該違約金。第3項において同じ。)の納入があった日又は代金延納担保の提供(第29条第2項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金延納担保の提供及び当該違約金の納入。第3項において同じ。)があった日(代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には、契約締結の日)から15日以内に買受人立会の上行うものとする。

2 前項の場合において、買受人が立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、産物引渡の通知をしたことによって、産物の引渡をしたものとする。

3 次の各号の一に該当する場合は、第二項の規定にかかわらず、代金の全部の納入があった

時又は代金延納担保の提供があった時(代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には、契約締結の時)に引渡しがあったものとみなすことができる。

- (1) 樹実、きのこ、生草、山菜、落葉、薬草その他採取の時期に季節的な制限がある副産物を売り払うとき。
- (2) 前号に掲げるもの以外の産物の売払いであって、林野庁長官が定めるものにつき、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意が得られているとき。

(引渡領収書の提出)

第35条 買受人は、売払産物の引渡を受けたときは、当該森林管理署長等に領収証を提出しなければならない。

(分割引渡)

第36条 分割引渡の契約は、林産物の加工品の売払の場合に限り、結ぶことができる。

- 2 分割引渡の場合において、当該売払産物の全部を引き渡すまでの期間は、契約成立の日から1箇年をこえることができない。但し、買受人の注文により産物に加工して売り払う場合には、最初の引渡の日から起算する。

(産物の搬出期間)

第37条 売払産物の搬出期間は、引渡を完了した日から起算して左の期間内で当該森林管理署長等が定める。但し、貸付地の上にある産物をその土地の借受人に売り払う場合において、特に搬出期間を定めないときは、当該土地の貸付期間をもって搬出期間とみなす。

- (1) 立木については3箇年
- (2) 立竹については6箇月
- (3) 土石については3箇年
- (4) 加工品については2箇月。但し、国の事業に支障のないときは1箇年
- (5) 副産物(土石及び加工品を除く。)については1箇年
- 2 森林管理署長等は、特別の事由があると認められるときは、前項各号に掲げる期間をこえた搬出期間を定めることができる。
- 3 買受人がやむを得ない事由により、その搬出期間(延長を承認した場合にあっては、その期間を含む。以下同じ。)満了前にその期間の延長を申請したときは、当該森林管理署長等は、その事由を審査して、更にその必要と認める期間搬出の延期を承認することができる。但し、災害その他特別の事由があるときは、その搬出期間経過後において申請されたものについても、その延期を承認することができる。
- 4 前項の延期期間は、延期が数回にわたる場合でも、1箇年(第1項又は第2項の規定により当該森林管理署長等が定めた期間が1箇年に満たないものにあつてはその期間)をこえることができない。

(搬出延期料)

第38条 前条第3項の規定により搬出延期の承認を行う場合には、その承認前、当該延期期間に対し、1日につき、売払代金(分割引渡の場合にあっては分割引渡をした産物の代金、年期売払の場合にあっては当該年度引渡をした産物の代金、概算売払の場合にあっては概算代金)

の1000分の1に相当する金額を徴収する。

（搬出期間延長の特例）

第39条 国有林野の経営上特別の必要があるときは、森林管理署長等は、前2条の規定にかかわらず、搬出期間を延長することができる。

（買受入の搬出義務）

第40条 買受人は、第37条又は前条の期間内にその買い受けた産物を搬出しなければならない。

（搬出期間の特殊計算）

第41条 不可抗力により搬出することができない期間は、買受人が遅滞なくその事由を申し出て、当該森林管理署長等の承認を受けたときに限り、搬出期間に算入しない。

（搬出済の届出）

第42条 買受人は、搬出を終ったときは、遅滞なくその旨を当該森林管理署長等に届け出なければならない。

（搬出未済の産物の処置）

第43条 左の各号の一に該当するときは、搬出未済の産物は、国に帰属する。この場合において損害があるときは、国は、買受人に対し、その賠償を請求することがある。

- （1）前条の届出があったとき。
- （2）搬出期間が満了したとき。

（跡地検査の立会）

第44条 買受人は、森林管理署長等から跡地検査に立会を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（作業の中止命令）

第45条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するためその他やむを得ない事由により、契約を履行することができないときは、当該森林管理署長等は、売払産物の伐採、採取、搬出その他売払に伴う作業の中止を命ずることができる。買受人に法令又は契約に違反する行為があると森林管理署長等が認める場合も、また同様とする。

2 前項後段の場合には、買受人は、その損害の賠償を請求することができない。

（搬出未済の産物の譲渡）

第46条 買受人は、当該産物の引渡を受けた後において搬出未済の産物を他人に譲渡しようとするときは、当該産物について譲渡人が国に対して有する権利義務は譲受人が承継する旨を記載した書面に譲受人と連署して当該森林管理署長等に届け出なければならない。

2 前項の場合には、譲渡人は、譲受人と連帯してその責に任ずるものとする。

3 第1項の届出がないときは、その譲渡をもつて、国に対抗することができない。

（賠償金の徴収）

第46条の2 買受人、買受に伴う作業の請負人（当該作業が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。）又は当該作業を受託した者が森林管理署長等の承諾を得ないで売払産物でない立木を伐採したときは、国は、賠償金として当該立木の価額のほか、当該立木の価額の二倍に相当する金額を買受人から徴収する。

第6章 契約の解除及び変更

（契約の解除）

第47条 森林管理署長等は、左の各号の一に該当する場合には、売払契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1） 第27条第1項の納付期限までに代金を納付せず又は第29条第1項の担保提供期限までに担保を提供しないとき。
 - （2） 第27条第2項又は第29条第2項の違約金を当該違約金に係る納入告知書に記載してある納付期限までに納付しないとき。
 - （3） 第15条又は第26条の規定に違反したとき。
 - （4） 前条に規定する行為をしたとき。
 - （5） 国土保安、森林更新その他国有林野事業の必要に基き特に契約で定める事項に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合においても、その解除の効果は、解除の際既に搬出を終った産物に対しては及ばないものとする。

（代金の返還等）

第48条 前条の規定により契約を解除した場合には、搬出未済の産物であって当該契約の解除された部分に係るものは、国に帰属し、国は、これに相当する代金を返還する。

- 2 代金延納の特約がある場合において、前条第1項の規定により契約を解除したときは、当該延納代金の額から前項の規定により返還すべき代金の額を控除して得た額を一時に徴収する。
- 3 前項の徴収金額を納付したときは、代金延納の担保は、返還する。

（違約金の徴収）

第49条 第47条第1項の規定により契約を解除した場合において、当該契約の相手方が会計法第29条の9ただし書の規定により契約保証金を免除されているときは、国は、違約金として売払代金（分割引渡、又は年期売払の場合にあつては契約総代金、概算売払の場合にあつては概算代金）の100分の10に相当する金額を徴収する。

（国の損害賠償請求）

第50条 第47条第1項の規定により契約を解除した場合において契約保証金又は前条の規定により徴収すべき違約金をもってその損害の全部を償うことができないときは、国は、その不足額につき当該契約の相手方から賠償金を徴収することがある。

（特殊の事由による契約の変更又は解除）

第51条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するためその他やむを得ない事由により、契約を履行することができないときは、当該森林管理署長等又は買受人は、その履行不能の部分につき契約の変更又は解除をすることができる。

2 前項の場合には、当該森林管理署長等又は買受人は、それぞれ相手方に対しその損害の賠償を請求することができない。

（特殊の事由による契約の変更又は解除の場合の代金の返還等）

第52条 前条の規定により契約を変更し、又は解除したときは、国は、当該買受人に対し、当該契約の変更又は解除により国に帰属した産物に相当する代金を返還する。

2 代金延納の特約がある場合において、前条の規定により当該契約を変更し、又は解除したときは、当該延納代金から前項の規定により返還すべき相当代金を控除して得た額をその納期に納付させる。

3 代金延納の特約により延納している場合において第1項の規定により返還すべき相当代金があるときは、国は、当該買受人に対し、その金額に相当する担保を返還しなければならない。

第7章 雑 則

（施設の設置）

第53条 買受人は、その買い受けた産物の採取、加工、搬出等のため特に国有林野内に設備を設ける必要があるときは、当該森林管理署長等に申し出て、その指示により設備を設けることができる。

2 買受人が設けた国有林野内の設備は、その使用を終り、又は契約を解除したときは、買受人において当該森林管理署長等の指定した期間内に収去し、土地を原状に回復させなければならない。但し、契約に特別の定めがあるとき、又は当該森林管理署長等の承認を受けたときは、この限りではない。

3 買受人が前項の規定に違反してその義務を怠つたために生じた損害については、買受人は、当該森林管理署長等の定めるところによりその賠償の責に任じなければならない。

4 第2項の指定期間内に収去を終らない設備は、国に帰属するものとする。

（森林管理局長による売払い）

第54条 2以上の森林管理署及び森林管理署の支署の産物を取りまとめて売り払い、又は産物の輸送販売を行う場合その他国有林野事業遂行上必要があるときは、産物売払いの事務は、当該産物を所管する森林管理局が行うことがある。この場合におけるこの規程の適用については、同規程中森林管理署長等に関する規定は、森林管理局長に関する規定とみなす。

附 則

1 この告示は、昭和25年5月20日から施行する。

附 則（昭和27年5月2日農林省告示第175号）

1 この告示は、昭和27年5月2日から施行する。

附 則(昭和29年6月29日農林省告示第456号)

1 この告示は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則(昭和30年4月1日農林省告示第322号)

1 この告示は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年4月20日農林省告示第237号)

1 この告示は、昭和31年4月20日から施行する。

附 則(昭和35年9月10日農林省告示第869号)

1 この告示は、昭和35年9月15日から施行する。

附 則(昭和38年7月9日農林省告示第918号)

1 この告示は、昭和38年8月1日から施行する。

2 この告示施行前にした産物売払の契約については、なお従前の例による。

改正文(昭和53年12月27日農林水産省告示第596号)

昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和56年1月26日農林水産省告示第62号)

1 この告示は、昭和56年3月1日から施行する。

2 この告示の施行前にした産物売払いの契約については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年10月7日農林水産省告示第1694号)

1 この告示は、昭和61年10月7日から施行する。

2 この告示の施行前にした産物売払いの契約については、なお従前の例による。

附 則(平成11年6月1日農林水産省告示第770号)

1 この告示は、平成11年6月11日から施行する。

2 この告示の施行前にした産物売払いの契約については、なお従前の例による。

改正文(平成24年12月28日農林水産省告示第2767号)

平成25年4月1日から施行する。

改正文(令和2年3月24日農林水産省告示第601号)

令和2年4月1日から施行する。